

懇談会報告を受けた移管基準の見直しについて

平成 17 年 7 月
内閣府

1 経緯

平成 16 年 6 月の「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」の報告の指摘を踏まえ、内閣総理大臣（国立公文書館）への歴史資料として重要な公文書等の移管を促進すべく、各府省庁から内閣総理大臣（国立公文書館）に対する歴史的公文書の移管基準の改正に本年 1 月に着手し、これまで各府省庁と協議。今般内容について合意（6 月 30 日）。

2 内容

（1）見直しの対象等

国立公文書館法第 15 条第 1 項に基づく内閣総理大臣と各行政機関との間での移管に関する「定め」のうち、

① 「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成 13 年 3 月 30 日閣議決定）の実施について（平成 13 年 3 月 30 日各府省庁官房長等申合せ）」

② 「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成 13 年 3 月 30 日閣議決定）等の運用について（平成 13 年 3 月 30 日各府省庁文書課長等申合せ）」

につき、必要な見直しを行い、平成 17 年度移管より適用。（なお、「歴

史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成13年3月30日閣議決定）」については改正を要しない。）

（2）新たに移管基準の中に盛り込まれる事項等

従来の「国政上の重要事項」といった定性的基準に加え、以下の明確な基準を整備し、当該基準に該当するものは原則として移管対象とすることとした。

イ 国立公文書館に移管すべき文書について、公文書等を類型化し、できる限り客観的かつ明確な基準を整備するため、

① 定型的基準の導入

- ・ 保存期間30年以上経過した文書
- ・ 閣議請議文書
- ・ 事務次官以上の決裁文書

② 文書課長等申合せ別表の移管することが適當な行政文書の例示についても、定型的なものに改正

ロ 時間を経ることにより歴史的に重要な価値を持つが、体系的に保存されることが少ないことから、その体系的保存を図るべく、

① 本府省庁保有の広報資料（広報誌、PR用パンフレット、ポスター、ビデオ）

② 文書閲覧窓口制度に基づく閲覧目録掲載の文書等を移管対象として明記

ハ 将来にわたるより確実な移管を図るとともに、毎年度の移管事務を軽減するため、

- ・ 公文書等のうち予算書、決算書、年次報告書等の毎年または隔

年等に定期的に作成される文書

について、内閣府（内閣総理大臣）と各府省庁との間で移管すべき文書を将来にわたって合意しておく制度を新設

二 国政上の重要事項等に係る公文書等の体系的保存をより促進するため、

- ・各府省庁横断的に内閣府（内閣総理大臣）が予め指定した特定の国政上の重要事項等

について、移管につき各行政機関と合意する制度を新設

ホ 重要な歴史的資料を確実に移管・保存していくため、内閣総理大臣が、内閣府及び国立公文書館職員への行政文書の提示及び説明等必要な措置を求めた場合には、各府省庁はこれに協力するものとすること

（3）スケジュール

6月30日 各府省庁からの移管基準の改定完了

7月以降 平成17年度移管作業を改定後の新基準により開始。

（注）1. 会計検査院との間では別途同様の移管基準の改定を行い（7月12日）、平成17年度移管より適用。

2. 行政機関との移管基準改定を踏まえ、最高裁（司法）との間でも移管に関する定め（移管基準）について早期の合意を目指す。

公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備について（抄）

（平成16年6月28日 公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会）

3 必要な取組

（3）公文書等の散逸防止

イ 移管基準の明確化、移管手続の見直し

- ① 国立公文書館に移管すべき文書について、公文書等を再度類型化し、できる限り客観的かつ明確な基準を早急に整備する必要がある。例えば、保存期間30年以上の文書、閣議請議文書、部局長以上の決裁の対象とされている文書は、すべて移管することとして廃棄を認めないことにすることが考えられる。行政機関が業務上必要な場合には、保存期間を延長できる制度が存在する以上、非現用となった文書につき、廃棄の自由を無限定に認める必要性は乏しいと考えられ、国立公文書館法第15条第2項の改正も視野に入れながら検討する必要がある。
- ② 公文書等のうち毎年または隔年等に定期的に作成される文書については、内閣府と各府省の間で移管すべき文書を包括的に合意しておくことも、有益である。
- ③ 特定の歴史的に重要な政策事項に関する公文書等を各府省横断的に移管するため、特定重要政策事項を予め指定する制度を導入することも有意義である。

具体的には、各年度において、例えば過去3年前までに発生した重要な政策事項のうち特に歴史的見地から重要と思われる特定の事項を指定し、当該事項に関連して作成された文書については、各府省横断的に、保存期間満了を待たず、可能な限り早く協議を開始し、移管すべき文書を確定しておくこととする。

これにより、行政機関においては、保存期間の最終年度に膨大な公文書等をゼロから選別する作業が軽減されるとともに、こうした制度が整備され、指定された事項が公表されれば、国立公文書館において、どのような事項に関わる公文書等が保存されているか、あるいは保存される予定なのかについて国民が知ることができる。また、どのような事項が歴史的に重要な公文書等になりうるのかについての共通の理解を醸成することによって直接指定されなかった事項についても公文書等の体系的保存や移管が進むことも期待される。

特定の事項の指定については、政治、行政、法律、経済、文化、社会など幅広い分野の専門家の知見を活用すべきである。

④ 現在、各府省が作成している広報資料（広報誌、PR用パンフレット、ポスター、ビデオ等）、文書閲覧窓口制度に基づき、各府省が閲覧目録に掲載する文書等について、目録掲載時に国立公文書館に必ず送付することすべきである。こうした資料は、作成時には広く入手可能であるが、体系的に保存されているものではなく、また、時間を経ることによって歴史的に重要な価値を持つものであるからである。

（6）公文書等の収集対象の拡大

ア 行政機関が保管する文書（写真等、広報資料、白書等）

白書等不特定多数の者に販売することを目的として発行される資料及びポス

ター、パンフレット等の広報資料については、いざれも国の制度や政策の分かりやすい解説としての価値にとどまらず、時系列的に長期間まとめて保存することにより、制度・政策の変遷を読み取ることもできるという重要な意義を有する文書である。このため、行政機関が作成・配布するポスター、パンフレット等についても、作成時又は配布時に国立公文書館にも必要部数を移管することとする必要がある。

そのための方策としては、白書等を国立公文書館への移管対象とするために、官房長等申合せの改正を速やかに行う必要がある。ポスター、パンフレット等の広報資料については、運用の改善（各行政機関への通知等）により移管を開始することも可能であるが、その根拠を明確にするため、官房長等申合せにおいて規定する移管対象に追加することとすることが望ましい。

(参考2)

国立公文書館法（平成11年法律第79号）（抄）

- 第15条 国の機関は、内閣総理大臣と当該国の機関とが協議して定めるところにより、当該国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のため必要な措置を講ずるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、前項の協議による定めに基づき、歴史資料として重要な公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認めるときは、当該公文書等を保存する国の機関との合意により、その移管を受けることができる。
- 3 前項の場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、国立公文書館の意見を聴くことができる。
- 4 内閣総理大臣は、第2項の規定により移管を受けた公文書等を国立公文書館に移管するものとする。